



第10回「東京大学生命科学シンポジウム」 p.11



アカデミック・ライティング p.5

### ■ 巻頭エッセイ

樋口 範雄      柳橋 博之

### ■ 拠点リーダーから

グローバルCOEプログラム  
「死生学の展開と組織化」の課題と目標

### ■ イベント報告

臨床倫理セミナー  
第10回 東京大学生命科学シンポジウム



臨床倫理セミナー p.8

他



アメリカのロー・スクール（法科大学院）で行われている「生命倫理と法」の授業では、生まれてから亡くなるまで人が直面するさまざまな生命倫理上の問題が取り上げられる。その中でも終末期医療に関わる問題は大きなテーマとなっている。

代表的なケースブックであるFurrow et. al., Bioethics 1-5 (5th ed. West 2004)は、その冒頭で次のような設例を提示する。

「ある金曜の午後4時半、300ベッドの病院の顧問弁護士であるあなたのもとに電話が入った。電話をかけてきたのはスミス医師で、あなたの助言を求めてきたのだ。医師はジョーンズさんという37歳の患者を診てきた。患者は肺癌の末期にあり、すでに骨に転移が生じていた。余命はせいぜいで1ヶ月というのが現在の状況であり、治療はもっぱら進行を遅らせるための化学療法と疼痛緩和に向けられていた。また、ジョーンズさんには心臓ペースメーカーも装着されている。

さて、そのジョーンズ氏がもう化学療法もやめて、ペースメーカーも止めてくれと言ってきた。この要請は繰り返しなされており、患者は明確な意識のもとで一貫した意思を表明している。そこで医師はどうすべきかを相談してきたというのである」。

ロー・スクールのケースブックであるから、主体は弁護士となっている。弁護士としてこのような場面でどうすべきか、これが「生命倫理と法」の授業の第1時間目のテーマとなり、議論が行われる。

これに対する法的アプローチには2種類がある。第1は日本の多くの法律家がとる伝統的アプローチで、このような事態に対処する「法」を探求する。法は外のどこかにあるはずだ。すると「日本では法律がないので必ずしも明確ではないが、治療中止、特にペースメーカーの中止は人工呼吸器の中止と並んで殺人罪になるおそれがあります」となる。これを聞いた医師は、リスクをとれなくなる。

第2のアプローチは、ジョーンズ氏のためのいわばカスタム・メイドの「法」を考える道である。アメリカではかつてこのような事案を裁判所に訴えてどうすべきかが争われた。裁判では、まさにジョーンズ氏の直面している具体的状況が問題とされる。そのような裁判が一定数繰り返され、現在では、このような事案を病院倫理委員会にかけて何らかの方

樋口 範雄（法学政治学研究科教授 英米法）

向性を見いだすことになっている。この倫理委員会には、医師や看護師ばかりでなく、法律家や牧師、生命倫理の専門家や一般人代表も入る。そこで議論されるのは、一般的な治療中止の是非ではなく、まさにジョーンズ氏にとって何がよいかである。そして、それこそが本当の「法」だと考えられている。

実際、先のケースブックは、弁護士が病院倫理委員会に持ち出すことを勧める話になり、医師にとっても患者にとってもこのような助言は幸いなことだったとされている。

このエピソードが教えることは2点ある。第1は、法の関わり方の謙抑性と事前性である。どうやら法律家の社会であるアメリカでは、事後的に「殺人」というような怖い概念で医療現場に法が介入することがないようにである。あくまでも、事前にかつ穏やかに手を尽くすことが求められる。法は、後ろから斬りつけてくる刺客人のような存在ではなく、倫理的に見ても困った状況に陥った医師や患者に寄り添い、その悩みを解決するための手段を提供するサービスとして存在する。

第2に、それと関連して重要なのは、その場合の「法」が具体的な医師や患者に即した形で定められるものであり、いきなり上から降ってくる、あるいは外部から介入するような存在でないところである。その患者に合わせた形で、どのような解決がよいかを考えるための手続とそれに依拠すべき実体法上のルールが検討され、それによって出てくるものが「法」とされる。しかも、その「法」は、ジョーンズ氏のためばかりでなく、結果的に、ジョーンズ氏と同様の立場に立つ他の患者についても参照すべき先例となる。そもそも、終末期医療について何らかの法律がほしいと思う人たちは、自らの死を100人のうち51人が賛成すれば決まるような「法」に委ねることをよしとするのだろうか。

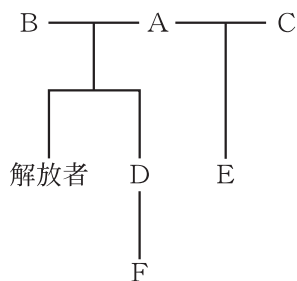
終末期医療について問われているのは日本人の死生観というような大仰な話ばかりではない。まさに独りで死すべき個々人が亡くなるにあたり、社会がどのような対応ができるかであり、またその社会における「法」というもののあり方である。もっとも、これもまた大仰な話かもしれない。だが、少なくとも1人ひとりの「死」に即した小さな「法」があることは重要である。



柳橋 博之 (人文社会系研究科准教授 イスラム学)

通常、財産は親から子、子から孫へと相続される。しかし多くの伝統的な社会においては、父祖伝来の財産（その他の有形無形の価値物も同様である）という考え方が見られる。そこでは、ある家系その他の血縁集団の各世代の成員は、その財産を所有することはなく、前の世代からこれを受け取り、これを後の世代に引き継いでいく通過点として捉えられている。イスラムはこのような考え方をほぼ払拭したが、父祖伝来の権利という考え方が一例だけ残存している。保護関係（ワラー）がそれである。

保護権とは、奴隷の所有者が奴隷を解放した後両者の間に発生する関係を指す。ここではその内容には立ち入らず、その相続の規則を説明する。ただしそれに先立って、対比のため、財産相続における規則の考え方を説明しておこう。たとえば、甲が死亡して、乙と丙がその遺産を相続したとしよう。次に乙が死亡した場合、甲の遺産相続の順位と相続分を決めるのと同じ規則を乙に対して適用すれば、乙の財産の相続人とそれぞれの相続分が決まることになる。丙についても同様である。しかし、保護権の相続の場合はそうはならない。そもそも保護権は解放者の男性男系血族のみが相続権を有する点で財産相続と大きく異なるが、それに劣らず重要なのは、現在の保護権者が死亡するたびに、解放者から直接保護権が相続されるかのように扱われるということである。図に従って説明しておこう。



解放者が死亡した時点で、父（A）、全血兄弟（D）、同父異母兄弟（E）、甥（F）を遺したとする。財産相続の規則に従えば、Dのみが相続権を有するが、この点は保護権についても同様である。次に、Dが死亡して、EとFを遺したとする。Dの財産はFがこれを相続し、Eは相続権

を有しない。しかし保護権に関しては、Eのみがこれを相続し、Fは保護権を相続することはできない。その理由を説明するために、解放者からの保護権の相続順位を定める原理を説明しておこう。すなわち、まず、解放者の男性男系血族を次のように分類してみる。

第1集団は、解放者の卑属から構成される。

第2集団は、解放者の父およびその卑属から構成される。

第3集団は、解放者の父の父およびその卑属から構成される。

以下同様である。ここで、①番号の小さい集団に属する者は、番号の大きい集団に属する者を相続から排除する。②同じ番号の集団内では、解放者からの親等が小さい者は大きい者を排除する。③解放者の兄弟が複数いる場合、全血兄弟は異母兄弟を排除する。また全血兄弟の末裔は、同じ親等の異母兄弟の末裔を排除する。一般に、各集団の第1順位者（男性男系尊属）の兄弟の間では、第1順位者の全血兄弟は異母兄弟を排除し、全血兄弟の卑属は同じ親等の異母兄弟の卑属を排除する。

この規則（①～③）をこの事例に適用すると、解放者からの相続の順位は、A、D、E、Fとなるが、Aは死亡しているため、Dが保護権を相続する。それでは、Dが死亡した場合はどうか。財産相続ならば、Dの子Fがこれを相続する。ところが、保護権に関しては、ふたたび解放者から保護権が相続されるとみなされるので、相続順位はやはりA、D、E、Fとなる。しかしAとDは死亡しているため、結局Eが保護権を相続することになる。

これを敷衍すると、保護権が何代にわたって相続されようと、ある保護権者が死亡した場合、次の保護権者を定める際には、保護権が解放者（初代保護権者）から相続されるかのように扱われる。この原理は、保護権の相続のみに適用される。それ以外の権利はそもそも相続されないか、唯一相続の対象となる財産権は死亡した所有者から相続される。一個人が死亡したとき、その人の生命も一復活の日までという留付付ではあるが一終わるのだというイスラムの基本的な考え方が反映されていると解釈することができそうである。

## グローバルCOEプログラム

### 「死生学の展開と組織化」の課題と目標

一ノ瀬 正樹 (本COE拠点リーダー 人文社会系研究科教授 哲学)

2010年4月より、島菌進教授の後を承けて、グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」の拠点リーダーを務めることになりました。残すところ2年間のプロジェクトですが、これまでの積み重ねを踏まえて、有意義な仕方で終了を迎えたいと思っています。

死生学は、私たちのこれまでの活動経緯に端的に表れていますように、分野横断的な新しい学問領域を構築する試みです。哲学、倫理学、宗教学、社会学などの人文的な学問の視点を基礎として踏まえつつも、医学・看護学、生命科学、法学、教育学などの多様な学問領域との相互浸透のなかで私たちの教育・研究の活動は展開されています。もちろん、「死」「生」学という名が示すように、「死」について、「生」について、そして「死」と「生」との関わりについて、問題を立てていくという点では一貫していますが、その問題の立て方、問題への切り込み方が、大変に多様なのです。規範的なレベルで死生にまつわって語られる原理や思考法を論じるといった観点から、歴史的・文化的事実というレベルで死生についての語りの意義を追求していくというアプローチ、そしてさらに死生に関わる切実な実践的諸問題について臨床的に関わっていく態勢に至るまで、私たちはこれまでさまざまな角度から問題を切り出し、その解明を全力で追求してきました。具体的には、医療的意思決定、精神医療と刑事責任の問題、優生思想、葬送文化、看取りをめぐる生命倫理、多

様な宗教における死生観の意義、戦没者や非業な死を迎えた人々、医療従事者へのリカレント教育、グリーフ・ケア、動物の倫理などが、私たちが携わってきた、あるいは携わろうとしている主題の例です。今後も、こうした教育・研究活動の勢いを弱めることなく、死生についての多角的アプローチの道筋をさらに極めたいと考えています。しかし、同時に強調したいのは、このプロジェクトが死生「学」である、という点です。「学」である以上、あるいは「学」たらんことを目指している以上、単に、死生観の表明、データの羅列、瞑想体験、などといった次元でとどまるわけにはまいりません。客観的・実証的な裏付けに基づく論理性・合理性を伴う論証、そして何よりも「死生学」としての大まかなながらも固有な探求方法、そうした学問の一領域をなすに足る要件や規制を確立していかなければなりません。実際のところ、学問の領域分けは決して絶対不変なわけではありません。時代状況や社会情勢などの中で、少しずつ変容していくこと、むしろそれが自然でしょう。だとしたら、私たちの構築しようとしてきた「死生学」も、一つの学問領域として近い将来真に自立していくことも大いに予想されます。そうした状況にたどり着いた暁には、どのようなアカデミックな風景が現出しているか。期待に胸を高ぶらせながら、一つ一つの教育・研究活動に集中し、一段ずつ前に進んでいきたいと改めて決意している次第です。



本COEに関連する出版物



若手の研究者を中心とした死生学研究会



松浦 和也 (人文社会系研究科博士課程 哲学)

古代ギリシア哲学者のプラトンはアカデメイアの創設者という点で紛れもなくアカデミズムのルーツである。その彼は『パイドロス』において「ものを書く」ことに批判を加えている。その批判のひとつは、書かれた言葉は伝えるべき相手を選ばず、書き手の意図が誤解される危険性がある、という点にある。しかし、21世紀のアカデミズムはわれわれに言葉を書くことを要求する。プラトンがこの状況を知ったとしたら、われわれを激しく非難するかもしれない。それでもなお、われわれはアカデミズムの始祖に敬意を払うべきならば、「ものを書く」ことへの批判を真摯に受け止め、この批判を可能な限り和らげるように努力すべきであろう。つまり、読者に誤解を与えず、自分自身の意図を読者に正確に伝え、疑念が生じないように「ものを書く」ように努めなければならない。

しかし、具体的にはいかなる努力をすべきか。正直に言えば、報告者はこの問いに答えることはできなかった。もちろん、人の文章のわかりづらい箇所を指摘することはできる。だが、わかりづらさの原因は指摘できない。書き手の側に回ったときも、何がわかりやすく、そうでないか、その判断の基準が全くない。報告者は不安を伴いつつ「ものを書く」ほかはなかった。

2010年3月1日から5日にかけて、東京大学COE「死生学の展開と組織化」はトマス・マークス(Thomas C. Marks)先生を講師としてアカデミック・ライティング講座を開催した。マークス先生は現在ウェスタン・ミシガン大学に所属されており、さまざまなレベルの生徒に実践的な英語を教授されている。

一日一日の講座は午前には講義、午後にはディスカッションという形式で行われた。午前の講義では論文が取るべき作法が解説された。その内容は一文中の主語述語の選択やアブストラクトの執筆法などであり、論文完成に至るための細部から全体に配慮が行き届いたものであった。講義の進行は常に実践を伴ってなされた。たとえば、アブストラクトの文章構造が解説された後は、各自がアブストラクトを実際に作成し、マークス先生のチェックと提案を受けた。

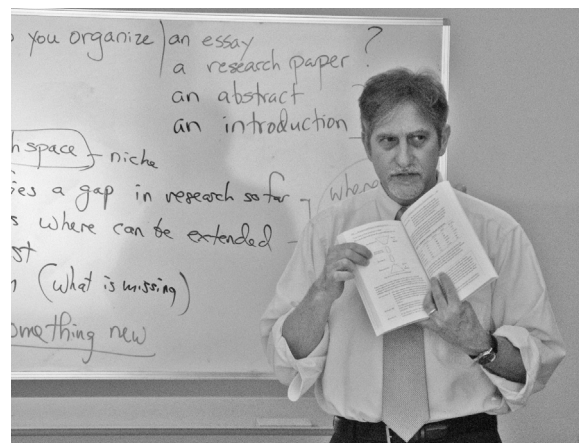
午後のディスカッションはさらに実践的であった。事前に参加者が提出した英語論文が配られ、参加者全員が論文中の文法上のミスから議論の内容に至るまで、さまざまなレベルで精査を行い、提案をした。このディスカッションは午前中の講義内容を

確認するのみならず、力を入れて読む機会が少ない分野の論文の精読を通じ、お互いの表現力と理解力を向上させる効用も持つように感じられた。

さて、「ものを書く」ことへの不安にさいなまれていた報告者が最も刺激を受けたのは、“write economically”という単純だが力強い文章作成の方向性であった。われわれはしばしば冗長な表現を使ってしまう。しかし、それは自分自身の意図を読者に伝えるには蛇足であるということに報告者は気づかされた。実際にこの方向性に従って文章を書き直すと、ほとんどの場合明晰さや説得力などが増し、結果として自分自身の意図が読者に伝わりやすい文章に変貌するのである。

今回のアカデミック・ライティング講座は報告者にとっては実り多い講座であった。他方、本COEの「死生学の展開と組織化」という課題から見れば、この講座には二つの意義があるように思われる。第一にはもちろん、アカデミズムにおける国際公用語となった英語で研究を遂行する研究者の育成である。研究成果の公表が英語を通じてなされることは、本COEのより世界的な認知には不可欠であろう。第二には、共通の議論方法の模索である。文章作法のプロフェッショナルの下で行われる多分野の若手研究者のディスカッションは、万人に開かれた「ものを書く」作法を確認していくことでもある。この確認は、本COEが既存の専門分野を超えた新たな知の構築を可能にするための一要件ではないだろうか。

最後になるが、このような貴重な機会を与えてくださった諸先生方、およびわれわれ受講者を熱心に指導してくださった講師のマークス先生に深く感謝申し上げたい。





山崎 浩司 (人文社会系研究科上廣死生学講座講師 死生学・医療社会学)

本研究会は平成21年度で3年目を迎え、これまで同様、日常実践における死生問題に関する発表と議論が10回行われた。以下、各回発表者による発表要旨と感想を列記する。

#### 第1回 (2009年4月16日)

HIV感染リスクと生きづらさ—MSM (Men who have Sex with Men) 調査から見えてくるもの (山崎浩司: 東京大学大学院人文社会系研究科 (①))

日本の新規HIV感染報告数で最多なのは男性同性間性交渉によるものであるため、男性と性交する男性(MSM)に対するHIV感染予防対策は喫緊の課題である。本研究では、MSMのメンタルヘルスの悪化とコンドーム不使用というHIV感染リスク行為とに関連があるなら、両者を関連づける解釈図式はいかなるものかを質的研究で考察した。多くのMSMが直面するメンタルヘルスの悪化を生きづらさと捉え、その感覚の有無や種類を判別し、それがコンドーム不使用に帰結しうる要素を同定した。質疑応答では、MSMを特別視する眼差しの強固さの確認と、調査者が被調査者に生きづらさを感じさせ得るといふ調査のインタラクティブ性や倫理性に関する議論があり、有意義だった。

#### 第2回 (2009年5月28日)

「適切な治療」と「よい治療」との関係をめぐる—医学的適応概念の考察を通じて (圓増文: ①/日本学術振興会)

近年、私達の社会では「適切な治療」を実施するということが、またそれに先立って何がより適切な治療かを科学的にきちんと検証するということが、「医療の質」の観点から重視される傾向にある。しかし、適切な治療を実施していくことは、果たしてどのような場合でもよりよいと言い得るのか。そうでないのだとしたら、その場合「適切な治療」に代わっていかなる治療が「よい」と言い得るのか。発表では、主に慢性疾患医療に焦点を合わせ、「医学的適応」概念の考察を通じてこうした問題に取り組んだ。「医学的適応」概念に対する本発表の分析は文献研究を通じたものだったが、発表後の質疑応答では、医療関係者から「医学的適応」および「適切な治療」の語に対する日常的な用法との違いについて多くの意見を頂き、大変勉強になった。

#### 第3回 (2009年6月11日)

在宅ターミナルケアとその基盤としての死観・死の過程観 (向後裕美子: 東京大学院教育学研究科 (②))

研究会では、私が取り組んでいる調査研究の中の死に関する部分に焦点を絞って発表した。在宅ターミナルケア実践の基盤になっていると思われるケア提供者側の「死観」と「死の過程観」を質的に分析した結果に加え、検討中の仮説も示した。発表後の議論では、率直かつ建設的なコメントをたくさん頂けた。特に、実践現場をもつ／もたない各々の立場から、研究者が現場の内部に入り込む場合と現場との距離を保つ場合のメリットやデメリットについて検討する機会を頂き、今後の研究姿勢を考える上で貴重な示唆を得られた。多様な背景をもつ方々が参加する研究会で、発表の機会を頂けたことを感謝したい。

#### 第4回 (2009年6月25日)

死生学DALSニューズレターNo. 24の8頁参照。

#### 第5回 (2009年7月9日)

意識障害者における痛み刺激実験の現状と展望 (戸田聡一郎: 東京大学大学院医学系研究科)

本発表では、意識障害患者、特に植物状態や最小意識状態に陥っている患者について、彼らが痛みを認知していることを検出することが大きな臨床的意義を持つことを確認し、意識障害患者に対する近年の痛み刺激実験をレビューした。さらに、これまでの実験の問題点を探ったうえで、痛みを「期待」あるいは予測するような実験パラダイムが、高次の言語理解力まで査定できる有効な実験系であることを論じた。発表後の議論では、はたして痛み刺激が他の刺激を差し置いて倫理的に妥当性のある刺激となりうるかどうか議論された。特に救急救命センターで働く医師から、意識を回復した患者が痛み刺激について記憶しており、「なんということをしてくれたんだ」と主張する場面があるとの指摘を受けた。議論は非常に有益なものであり、現在構想している最小限のリスクを伴う実験系や、倫理面での研究において大きなヒントとなっている。

#### 第6回 (2009年10月15日)

治療内容決定の場面に倫理的応用を試みた臨床看護師からの一報告 (白神妙子: 兵庫医科大学冠疾患科)

インフォームド・コンセント (以下、IC) 取得に参加している私 (看護師) は、臨床を通じ、自分で「決

める」ことは患者の望みであり、意思の尊重となるのか疑問を持った。この問いを吟味すべく患者アンケートを実施した結果、治療に関して「医師へ任せたい」とした患者は7割、一方、対象者全てが「医療者と一緒に考えたい」と回答した。ICにおける意思の尊重とは、十分な説明を基に決め(られ)ることではなく、その根底に「共同行為」として臨む医療者の態度があり、患者から求められていることだと考えられた。……といった構想を練っている間、研究会での発表を申し出たことを何度も後悔した。あの東大でというプレッシャーは尋常ではなかったが、全くの杞憂に過ぎず、最高に楽しく刺激的な2時間となった。

#### 第7回 (2009年11月5日)

出生前診断をめぐる日本の女性運動と障害者運動の"対立"を解きほぐすために (林千章：城西国際大学大学院人文科学研究科)

リプロダクティブ・ライツを求める日本の女性運動は、「胎児の障害を理由に中絶するのも女性の権利なのか？」という障害者運動の提起を受け、自己でもあれば自己でもない存在を孕む女性の身体性と法的主体であることの矛盾に直面してきた。女性運動は、出生前診断を命の選別を個々に迫ることで、社会が女性と障害者を忌避する手段とする技術だと批判してきた。本発表では障害者運動の主張の整理検討を試みた。出生前診断に対する批判の多くを女性運動は共有するが、障害者運動が胎児に同一化して胎児と孕む女性を対立関係に置く傾向を危惧する。また、選別の中絶の法的規制は卓越主義である点からも認められない。応答では、個人的な体験を話して下さった参加者があり、生命倫理の問題が個別的な苦悩のうちに現れることを再確認する貴重な機会となった。

#### 第8回 (2009年12月17日)

家族の自死を悼む心—自死遺族の語りから (橋本望：②)

自殺対策の一環である自死者親族等の支援の一つに、「語りがたい死を語れるように」との方向性がある。私は遺族が近親者の自死を「語る」行為、他者との相互作用の質を明細化する目的からインタビュー研究を行っている。分析から、遺族の発話行為を複数の性質から考えることが有用であると示唆された。また、一般には発話を大きく阻害する沈黙の存在の指摘がある一方、発話を成立せしむるに不可欠な沈黙もあると

思われた。私は、こうした沈黙に潜む多様さも含め、語り研究を進めている。私は臨床心理学をベースにしているが、本研究会には異なる学問背景や問題関心、現場経験、人生経験をもたれる幅広い参加者がおられ、見えていなかった視点からの指摘や表現方法に関する貴重なご意見を頂戴し、考察を深める足がかりが得られ、感謝している。

#### 第9回 (2010年1月21日)

生きる意味と死の関係—死をめぐる問題への分析的アプローチ (吉沢文武：千葉大学大学院人文社会科学研究科)

我々の人生はどのような意味をもつのか。近年、分析哲学の領域において「生きる意味」の概念を精緻化する作業が進んでいる。だが私は発表で、現代の議論では「人生の意味」と「死」の関係について十分に関心が払われていないため、「死んでしまうのに生きる意味はあるのか」という問いが適切に扱われていない、と論じた。また「人生の意味」と「死」の関係には二種類あり、それらを区別することである種の二ヒリズムの見解を退けることができると論じた。様々な背景をもつ参加者から刺激的なコメントを頂き、非常に有益であった。ただ、テーマ自体が身近なものであるのに私の発表は専門的な形式的議論が中心となってしまい、必ずしも伝わりやすくなかったと思われる。この点を反省し、今後の研究に生かしたい。

#### 第10回 (2010年2月4日)

青年期前期を対象としたデスエデュケーションプログラムの開発研究—スクールカウンセリング、学生相談による死生観の育成援助を目指して(海老根理絵：②)

本研究は中学3年と高校1年を対象に、「自分、大切な人の死について意識すること」、「家族と互いの死について対話すること」を通し、生徒自らの死生観育成を援助するためのプログラム開発を目的に行った。授業の実践後、グループインタビューの逐語録と授業感想文から、彼らがプログラムから得た心理的効果、影響について分析した。本研究の結果から、授業を通して表出されたネガティブな感情反応の中にはポジティブな心理的反応との共存が見られるものもあり、ネガティブな感情反応は必ずしも忌避すべきものとして排除すべきではないということが示唆された。質疑応答では、授業内容における工夫、改善のアドバイス、分析の甘さなどをご指摘頂き、大変参考となった。



清水 哲郎 (人文社会系研究科上廣死生学講座教授 哲学・臨床死生学)

2008年度に引き続き、本年度も本グローバルCOEの活動として、《医療・介護従事者のための死生学》基礎コース（詳しくは囲みの説明を参照）に連動する出前授業として、札幌および大阪で一回ずつ、《臨床倫理セミナー》を開催した。いずれも現地の医療機関ないし医療者グループとの共催というかたちをとっており、現地の医療者有志が開催にまつわる雑事を担当し、また事例検討のための事例を提供してくださったため、スムーズに事が運び、充実した内容のものとなった。ここに、協力いただいた皆様に心からお礼を申し上げる次第である。

臨床倫理セミナー in 大阪から、同行する特任研究員はグループに分かれて検討をする際にファシリテータをすることにした。これまで複数回参加してきた実績が活かされて、なかなかよいファシリテータぶりであった。

事例の検討の仕方を、理論的に裏付けられ、実



践的に有効なものとするを、臨床倫理学は目指しているが、その成果を提示し、かつ実際の事例に適用してみることによって、その有効性をチェックするという意味を、セミナーはもってこいる。そこで、セミナーに参加していただいた医療者の方たちは、「臨床倫理の研修」と同時に「臨床倫理学研究への協力」もしていただいたことになる。こうして、セミナーをきっかけとして、臨床倫理についての適切な考え方と実際のやり方が各地に普及していくことと、研究協力者が各地に増えていくことが期待される。

本年度から、研修会用の小冊子を使って、説明をしている（清水哲郎『臨床倫理の考え方と検討の実際 2009年度冬β版』）。これは本報告書に資料として収めるには量が多すぎるので割愛するが、関心がおありの場合、著者までお問い合わせいただきたい。

来年度も、すでに各地から引き合いがきており、臨床倫理セミナーを何回か開催する計画を立てつつある。



## 《医療・介護従事者のための死生学》基礎コース

東京大学グローバルCOE「死生学の展開と組織化」が行うリカレント教育は、2007年度に開催した《医療・介護従事者のための死生学》冬季セミナーに始まり、2008年度からは「《医療・介護従事者のための死生学》基礎コース」として、実施している。これは、臨床現場でケアに従事する方たちが、死生学一般および臨床の場に関わる臨床死生学を学ぶことを通して、実践に生きる知を涵養することを目指すもので、参加者は、年に3回ほど開催するセミナーの講義や演習に参加して研鑽を積むことになる。コース修了には、24コマ分の授業に参加し、かつその研鑽の成果を反映するようなレポートを提出することが課せられている。





会田 薫子 (本GCOE研究拠点形成特任研究員 医療倫理学)

2010年2月28日(日)、「臨床倫理セミナー in 大阪」が大阪大学中之島センター (CIC大阪) で開催された。このセミナーは、GCOE死生学事業推進担当者の清水哲郎が中心となって実施している医療・介護従事者対象のリカレント教育の一環として行われているもので、今回は本GCOEと関西の病院の看護部らが新たに組織した臨床倫理事例研究会との共催で行われた。

参加したのは、同研究会を構成している住友病院、大阪大学附属病院、彩都友誼会病院、済生会兵庫県病院の看護師を中心とする約80名の医療者と、GCOEの特任研究員ら。午前10時から午後5時までのセミナーのなかで、まず清水が臨床倫理の考え方と臨床倫理検討法について講義し、参加者から提示されたがん患者の例を用いて臨床倫理検討シートの使用法を概説した。

次いで、参加者は10グループに分かれて、臨床上的意思決定や患者らへの対応に難渋した2症例について、臨床倫理検討シートを使用しながら課題を整理し、グループワークと全体討議を通して、課題解決に向けた具体的な対処や介入方法を探った。グループワークでは各班で1名がファシリテータとなって、参加者に発言を促しながら、各症例について更なる理解が必要な事項を明らかにし、患者と家族が抱える問題とその性質の探索、医療者として取り組むべき課題の整理と統合に努めた。

検討した症例は2例ともがん患者のものであった。個人情報が含まれているため一般的な記述にとどめるが、1例目は、西洋医学の治療法が奏功しないことや主治医の対応に不満を示し、他院で先進の治療法も試しながら、自分で調べたという民間療法も次々に試みた患者であった。この患者は西洋医学に対する不信感のため、病院スタッフにも家族にも頑な態度を取っているように見えていた。しかし、検討の結果、この患者が民間療法に頼ったのは彼女の生きようとする努力の表れであり、医療者は患者の気持ちを理解した対応を取ることを考えるべきであろうことが示唆された。

2例目では、主治医は患者に「化学療法の効果が出ない」とだけ伝え、キーパーソンである患者家族の判断を尊重し、本人には生命予後が

短いことを伝えない方針をとっていた。患者は予後についての情報を知らされないことへの苛立ちを繰り返しみせたため、看護師はカンファレンスで本人への告知を提案したが、主治医が反対した。この症例について担当看護師は、告知すべきか否かについての判断を今回の研究会での検討対象としていたが、経過等を子細に振り返ると、患者本人の言葉を真に受けることは妥当か否かが問われるべきではないかと思われた。同時に、この患者の最も深刻な問題は孤独であることであり、患者に寄り添い、そうするなかで患者の真意を知るべくコミュニケーションを重ねることが大切であることが示唆された。

これらの事例検討の報告について、北海道医療大学教授の石垣靖子は、死に直面した患者が怒りや苛立ちを示すことは当然であり、また、患者本人に生命予後が短いことを告げないでほしいという家族の気持ちももつともであると、それらを念頭に、看護師はプロとして、患者や家族の発言を表面的に判断するのではなく、患者の孤独感や家族の苦悩を受け止め、寄り添い、言葉の裏にある真意を理解しようと努めることが重要であると述べた。死に直面した患者は、困難な状況のなか、なんとかその状況に折り合おうとしているのであり、「その折り合いのプロセスに寄り添うことこそが看護の専門職に求められている」という石垣の言葉に、多くの参加者が頷いた。



竹内 聖一（本GCOE研究拠点形成特任研究員 哲学）

平成22年2月6日(土)に、本GCOEと、東札幌病院臨床倫理委員会との共催で、「臨床倫理セミナー7」が開催された。このセミナーは、GCOE事業推進担当者の清水哲郎が中心となって実施している医療・介護従事者対象のリカレント教育の一環として行われているもので、札幌での開催は2009年2月に次いで3回目であった。会場となった東札幌病院には、同病院を中心に札幌近郊の病院から60名あまりの医療従事者が集った。また、GCOEからは福間、竹内の研究員2名および上廣死生学講座所属の学術振興会特別研究員である圓増が参加した。

セミナーでは、まず清水が「臨床倫理の検討プロセス ステップ3 問題点の把握と検討」と題して講演を行った。参加者の多くはすでに本セミナーに参加していることから、臨床倫理の基本的な部分は割愛し、本セミナーで用いられている臨床倫理検討シートのステップ3について重点的な解説が行われた。

講演の後、参加者は7名程度の小グループに分かれて、二つの事例を検討した。第一の事例は認知症の進行しつつある高齢の患者に対する栄養管理の方針選択、特に胃ろう造設の是非をめぐるものであった。医療者側は、胃ろう造設が最善であると考えていたが、認知症の進行のため、患者本人の意向を確認するのが困難であった。また、これまでの治療により患者がづらい思いをしてきた



ため、家族は胃ろうの設置に難色を示していた。検討により、患者本人および家族に対し、胃ろう造設のメリット・デメリットについてさらに説明することの重要性が浮かび上がった。

第二の事例は予後がきわめて短い、青年期の患者に対して延命処置をするかどうかの選択に関わるものであった。本人は延命処置をするかどうかの決定を両親にゆだねるとしており、当初両親は延命処置をしないことに同意していたが、時期が経つにつれて母親の方は延命処置をしてもらいたいという意向へと変化した。医療者の側は延命処置は患者の病状をふまえると効果があるとは言えず、患者にとっても大きな負担となるため、やらない方がよいのではないかと考えた。他方、両親は「何もしないで最期を看取るのはつらい」という心情を医療者にもらしていた。検討では、このような家族の心情にどうこたえていくべきかが主に問題となった。





一ノ瀬 正樹 (本GCOE拠点リーダー 哲学)

去る2010年5月1日、東京大学安田講堂にて、「第10回東京大学生命科学シンポジウム」が開催された。連休の間であるにもかかわらず、安田講堂には学生や研究者だけでなく、一般の方々も参集し、例年のように大変盛況であった。このシンポジウムは、「東京大学生命科学ネットワーク」が毎年主催して開いているイベントであり、東京大学内部の学生や研究者に生命科学研究の現状を報知し、進路の決定を助けたり研究の動因を与えるといった教育的な狙いを持つと同時に、東京大学から生命科学研究の成果を広く社会に発信し、生命科学研究の活性化を促していくという広い目的をも兼ね備えた、一大行事である。このシンポジウムのおもしろい点は、「生命科学シンポジウム」と名乗りながらも、決して自然科学系の研究だけに限定することなく、いわば「生命についての研究」という広義で主題を解して、法学、教育学、人文学などの文系研究者の数人も提題に毎年加わっているという点である。この方針によって、当シンポジウムは文字通り全学的なイベントとして位置づけられているのである。私自身、かつて当ネットワークの運営委員を務めていたこともあり、また「生物学の哲学」という、現代哲学の一大領域をなす分野に並々ならない関心を抱いているということもあり、このシンポジウムはもともとから身近なイベントであると感じていた。そして、死生学プロジェクトもまた、毎年の本シンポジウムにはポスター・セッションへの参画（死生学のパンフレットやポスターなどを展示してきた）という形で関与してきたし、数年前には島蘭進教授（当時の拠点リーダー）がスピーカとして提題してきたというつながりもあったのである。そうした中、今回、ネットワークの方で、再び人文系の提題を組み込みたいという話になり、私自身が提題することになった次第である。

提題は、それぞれ持ち時間25分で、かなり時間的にはタイトである。ステージ上にタイマーがあって、経過した秒数まで明確に提題者に知らされる形になっている。自然科学系の発表スタイルで、私は慣れておらず、やや戸惑いはあった。ともあれ、最初に濱田純一総長から開会挨拶があり、そのあとすぐに提題が始まった。

最初の提題は工学部・田畑教授の「ナノエレクトロニクスと生命科学」であった。次に私が提題した。私は「生命現象と自由」と題して話をした。生命現象に焦点を当てることによって「人間の自由」そして「責任」という問題について示唆を与えようとするアプローチ、すなわち、「進化心理学」による殺人論だとか、いわゆる「犯罪遺伝子」の概念だとか、「脳神経倫理」の実験だとか、そうしたものに言及した上で、哲学的な観点から「自由」の意義を少し洗い直して、そのように洗い直した意義を生命現象からのアプローチに適用して、すり合わせてみる、という内容である。時間が短く、どこまで伝わったか心許ないところもあるが、質問しようとする人が多くいたので、少なくとも刺激を与えることには成功したように感じた。次に、法学部・大村教授の「優生主義と婚姻－戦前日本を素材にして－」、医学部・辻教授の「パーソナルゲノム医療の実現をめざして」と続き、昼休みとなった。午後は、総合文化・嶋田教授の「迅速な適応性－昆虫の学習と進化ゲーム－」、先端科学技術研究センター・芹澤准教授の「マテリアルを認識するペプチド」、農学部・古谷教授の「海の砂漠における窒素固定」、分子細胞生物学研究所・加藤教授の「ゲノム情報発現制御とエピゲノム制御の分子機構」と続き、最後に生命科学ネットワーク長の山本教授から閉会挨拶があり、充実したシンポジウムが閉じられた。

「死生学」は「Death and Life Studies」であり、「生命科学」(Life Science)と字義的にもオーバーラップしている。「死生学」が自立したディシプリンを確立するに当たって、生命科学の領域との連携は本質的であり不可欠である。今後も、死生学プロジェクトとして、生命科学の領域、そして「生命科学シンポジウム」に積極的に関わっていきたい。



竹内 聖一 (本GCOE特任研究員 哲学)

## 第25回 2009年12月25日(金)

松本 聡子 (本GCOE特任研究員、精神保健学)



松本研究員が、「精神科医療におけるEBM (Evidence-based medicine) に関する一考察」と題して研究報告を行った。松本研究員は精神神経科で心理士として勤務している。また刑務所などで受刑者を対象とする調査なども行っており、本報告でも臨床での経験について多岐にわたる話を聞くことができた。

また、こうした研究紹介の一環として、参加者には臨床の現場で行われている「風景構成法」と呼ばれる心理検査を疑似体験する機会が与えられた。その内容は、一連の指示に従って一枚の風景画を描くというものであった。

質疑応答では主に、こうした心理検査の結果を分析する際、その手法に理論的な裏付けをどのように与えるのかということをめぐる活発な討論が行われた。

## 第26回 2010年3月18日(木)

嶋内 博愛 (本GCOE特任研究員、文化人類学)

嶋内研究員が、「ドイツ民俗地図(IV) 71-73番 "子どもの出どころ(Die Herkunft der kleinen Kinder)"に関する一考察」と題して研究報告を行った。本報告では主に、20世紀初頭のドイツで編まれた地図集「ドイツ民俗地図 (Atlas der deutschen Volkskunde)」のなかから、新しい生命・いのちがどこから来るか、誰がもたらすのかについて扱っているものを何点か紹介しつつ、考察が試みられた。

この地図は1920年代末から第2次世界大戦中のドイツで作成された民俗地図集であり、全国で大々的に行われたアンケート調査で得られたデータを分布地図にまとめたものである。

質疑応答では、嶋内研究員の年来の研究テーマである「ひとだま」とも絡めつつ、ドイツの民間伝承における「こども」の位置づけについて、様々な質問が寄せられた。なお、嶋内研究員はこの報告を最後に当COEを離れることとなり、多くの参加者が名残を惜しんだ。



『自然の奥の神々 哲学者と共に考える環境問題』

伊藤 由希子 (本GCOE特任研究員 倫理学・日本思想)

本書はいわゆる学術書ではない。写真家・秋月による「具象の奥にある自然の本質を切り取ろうとした作品」(内山あとがき)と、哲学者・内山の一見随筆風な、しかし削りこまれた文章とが交互におさめられた体裁となっている。

内山の活発な著作活動とその思想的いとなみの基底には、1970年代から通いはじめ、現在は1年の半分をそこで暮らしている、群馬県上野村での体験がある。それゆえ、自然や環境といったことも、内山はすでに多くの著作で主題的に取りあげてきているが、それは、「自然哲学は自然についての研究ではない。第一に自然と人間の関係の考察であり、第二にそのことをとおして、歴史、社会、人間の存在を再発見することにある」(『自然と人間の哲学』)というように、自然や環境との関係においてある人間、そして自身を見つめなおす、まさに哲学のいとなみとしてなされてきた。

本書でも、内山が語るのは、むしろ客観的対象としての自然ではない。「人間にとっては、認識された自然しか存在しない……なぜならそれ以外の自然は、存在することを確認しえない自然だからである」と、私という人間の認識能力に応じてその姿をあらわす、つまり私との関係においてある自然を論じるのである。そしてそのことは、私とは異なる関係を自然と結んでいるひとびとや動植物がいること、つまり、「本当の自然」など存在せず、そこにあるのは、さまざまな関係、さまざまな認識によってつくられた多層的な自然であるという理解へとつながる。40年近く前、東京から上野村に川釣りに通っていた内山青年は、村人たちが、自分とは異なっていたかたちで自然と関係を結んでいることに気づいた。それは、山神や水神、田神など、そこそこに神を感じ、大事に祀っていることにあらわれているような、自然と人間との関係である。内山は上野村での暮らしをとおして、そのような「新しい自然認識」を知り、そこに彼にとってのあらたな「存在する自然が生まれた」。

しかし、そのような村における自然や神仏は、村という「場」にあってはじめて「諒解」できるものである。「場」とは、自然や人間のさまざまな関係が長い時間をかけて作りだした関係-時間の蓄積であり、風土、歴史とも言いか

えられる。ならば、歴史を認識するには、人間と人間の関係だけでなく、自然と自然の、自然と人間の関係から作られた時間の蓄積をも捉えなくてはならないし、一方、「自然を知る」というのも、「自然と人間の一体的な世界を知ること、その意味で人間の世界を知ることには他ならない」。ゆえに、自然に関する「諒解」とは、「あくまである地域の自然と人間の関係が作りだした諒解であり、そこに生まれた自然観・人間観」という、きわめてローカルなものということになる。

では日本における自然についての「諒解」とは、いかなるものであったか。ひとびとは、自然(ジネン)というオノズカラのままに展開する自然(シゼン)に、人間のように「私」や煩惱に惑わされることのない、悟りを開いた神仏を見た。そして、そのように、知性による認識というよりは、身体性、霊性による認識によって捉えられた神仏や自然についての「諒解」は、「祈り」というかたちで深められてきたと内山は考えるのである。

内山は、副題にあるような環境問題として、自然を見てはいない。むしろ、それを問題として捉えるわれわれの自然認識を問うている。そして本書の内容は、以下の提言へと収斂していく。「自然と人間が無事に暮らすことのできる世界をつくり出すなら、それぞれの風土に合った共生の思想を創造していく必要があるといった方がいい。その可能性はどの社会でももっている。なぜならどの社会にも、自然と人間の共生を可能にする思想が、過去には存在したはずだから、である」。

はたしてあらゆる人間集団(「社会」という概念そのものが、日本においては近代翻訳語である)に、そのような思想があったであろうかという疑問は残る。しかし、そのことは内山にとっては本質的な問題ではない。自然と共生していくための思想を、「過去の思想をヒントにしつつ再創造」することこそが、生命の流れと重なりつつの突端である“いま”に生きる私たちに必要なことであると、内山は考えているからである。

(宝島社、2010年5月刊行)

はじめに

非業の死者、大量死の死者、戦争死者の記憶と政治性  
池澤優

第1部 戦没者と慰霊・追悼・顕彰

スペイン内戦の死者の記憶の変遷と「戦没者の谷の霊廟」  
マルレーヌ・アルベール＝ロルカ (森田陽子 訳)

日本における戦争の死者と宗教

末木文美士

地域社会における「英霊」の記憶

岩田重則

記憶のパフォーマティヴィティ

—犠牲的死がひらく未来—

西村明

さまよえる魂と遺体

—ベトナム戦争における死者の象徴的再統合といたいの帰還をめぐる—

イヴ・グディノー (福田桃子 訳)

第2部 政治的緊張と非業の死

カルバラの悲劇的多義性

山岸智子

政治的声明から商業的猥雑さへ

—プノンペンとその周辺におけるクメール・ルージュの犠牲者の追想の扱ひ—

オリヴィエ・ド・ベルノン (吉澤保 訳)

「砂漠の犠牲者」

—国境での若干の死をめぐる道徳的・政治的考察—

アビガイル・ミラ・クリック (千川哲生 訳)

2001年9月11日の諸表象とメモリアル

エリック・ヴィラゴルド (吉澤保 訳)

18世紀インドにおけるイギリス人の死の記憶

—カルカッタの二つの場をめぐる—

富澤かな

コラム

阪神・淡路大震災に見る公的システムの欠陥と自助システムの構築

黒田裕子

第3部 非業の死と表象と記憶

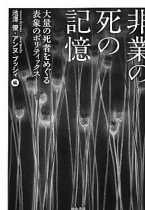
中世ユダヤ人迫害に関する死者の記憶構築

—儀式殺人の告発と1096年の虐殺をめぐる—

藤崎衛

記憶の政治への転換—アルゼンチン・イスラエル共済組合に対するテロ—

セバステアン・タンク＝ストルペル (藤崎衛 訳)



発刊：2010年3月25日

編者：池澤優、

アンヌ・ブッシィ

発行所：東京大学大学院

人文社会系研究科

制作：秋山書店

グアドループの文化政策における奴隷貿易と奴隷制の死者たちの記憶と形象化

ステファニー・ミュロ (片岡大右 訳)

子どもの〈死〉はどう捉えられてきたか

—ドイツ民間伝承における怪火と水と死者の魂—

嶋内博愛

死者による政治

—ヒマラヤの民族、クルン・ライ族における先祖、邪悪な死者、行動様式—

グレゴワール・シュレンメル (室井茜 訳)

第4部 非業の死の記憶を考える：時代・文化をこえて (論文に対するコメント)

山岸智子、M・アルベール＝ロルカ、岩田重則の論文に対するコメント

ジャン＝ピエール・アルベール (鈴木隆美 訳)

Y・グディノー、黒田裕子、O・ド・ベルノンの論文に対するコメント

—非業の死と彷徨う靈魂—

深沢克己

藤崎衛、G・シュレンメル、嶋内博愛、A・ミラクリックの論文に対するコメント

—明確な記名か匿名か、そして死者の奪い合いなど—

大捨哲也

富澤かな、S・ミュロ、西村明、E・ヴィラゴルドの論文に対するコメント

—過度に現前する、あるいは過度に不在である死者集団をどのように追悼するか?—

アンヌ・ブッシィ (滝沢明子 訳)

総合的コメント

—「非常の死」と「家族/社会/国家」と「想像の場」—

佐藤健二

結語

「死生学」のための対話を展開する

アンヌ・ブッシィ (滝沢明子 訳)



企画案内

## シンポジウム

### 「ヒトと動物の関係をめぐる死生学」

本COEの活動の一環として、シンポジウム「ヒトと動物の関係をめぐる死生学」を開催します。  
どうぞ奮ってご参加下さい。

[日 時] 2010年9月4日(土) 10:20-18:40  
[会 場] 東京大学理学部小柴ホール  
[共同主催] 東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOE「死生学の展開と組織化」  
ヒトと動物の関係学会  
[入場無料] 事前申し込みの必要はありません。当日は先着順にお座りいただけます。  
[通 訳] 講演そのものに通訳はつきません。(日本語の資料を配布予定です)  
また、質疑応答には逐次通訳が付きまます。

#### [プログラム]

<午前>10:20-12:05

開会挨拶 一ノ瀬正樹(東京大学)  
基調講演 デニス・C・ターナー(応用動物行動学・動物心理学研究所)  
"International Standards and Quality Control in Animal-Assisted Therapy"  
司 会 津田望(社会福祉法人のゆり会)

<午後>13:10-18:40

#### 第一部「ヒトと動物の関係」

提 題 太田光明(麻布大学)  
「アニマルセラピーが医学に受け入れられる日は来るか」  
会田保彦(財団法人日本動物愛護協会)  
「歓びと哀しみの果てについて」  
篠田林歌(NPO法人全国盲導犬施設連合会)  
「補助犬の受け入れはなぜ進まないのか」  
司 会 赤川学(東京大学)  
コメンテータ 新島典子(ヤマザキ学園大学)

#### 第二部「動物の倫理」

提 題 伊勢田哲治(京都大学)  
「動物実験の倫理：権利・福祉・供養」  
鶴田静(文筆家・菜食文化研究家)  
「ベジタリアニズム-愛と思考の非肉食」  
司 会 関根清三(東京大学)  
コメンテータ 一ノ瀬正樹(東京大学)

オーガナイザ 一ノ瀬正樹(グローバルCOE「死生学の展開と組織化」拠点リーダー)  
お問合せ先 dals-coe@l.u-tokyo.ac.jp <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/shiseigaku/>  
<http://www.hars.gr.jp/>

# 目 次

## — CONTENTS —

### ● 巻頭エッセイ ●

死と法の関わり

樋口 範雄 2

イスラーム法における保護権の相続

柳橋 博之 3

### ● 拠点リーダーから ●

グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」の課題と目標

一ノ瀬正樹 4

### ● イベント報告 ●

アカデミック・ライティング

松浦 和也 5

平成21年度臨床死生学・倫理学研究会

山崎 浩司 6

臨床倫理セミナー

清水 哲郎 8

臨床倫理セミナーin大阪

会田 薫子 9

臨床倫理セミナーinさっぽろ

竹内 聖一 10

第10回 東京大学生命科学シンポジウム

一ノ瀬正樹 11

死生学研究会

竹内 聖一 12

### ● 書籍紹介 ●

書評 内山節著 秋月岩魚写真『自然の奥の神々 哲学者と共に考える環境問題』

伊藤由希子 13

『非業の死の記憶—大量の死者をめぐる表象のポリティックス』

14

### ● 企画予告 ●

シンポジウム「ヒトと動物の関係をめぐる死生学」

15



死生学 DALs ニュースレター No.26

平成22年8月6日発行

東京大学大学院 人文社会系研究科

グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」

代表者 一ノ瀬正樹

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

Tel&Fax 03-5841-3736

<http://www.i.u-tokyo.ac.jp/shiseigaku/>